

令和6年3月27日

事業者  
安全衛生管理担当者 ) 様  
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

### 各種講習会開催（令和6年4月～令和6年6月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和6年4月中旬～6月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も収まった状態とはいえません。当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

### 3月現在申込み受付中の講習

4月11日（木）

#### 化学物質管理者専門的講習

（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

まだ若干の空きがあります。（申込期限は、4月3日です）

4月12日（金）

#### 保護具着用管理責任者講習

定員に達しました。6月の講習までお待ちください。

4月15日（月）

#### 新入者安全衛生教育

法令上、新規採用者に対しては雇入れ時の安全衛生教育が必要となります。

この講習会では、新社会人となった方（入社0～2年程度）を中心に実施しています。（中途採用も可）

まだ若干の空きがあります。（申込期限は、4月5日です）

近年、労働災害が増加傾向にあります。安全意識の高揚を図るため、入社時からの教育が重要なものとなります。積極的な受講させましょう。

（今年度は1回のみ開催です）

4月16日（火）～17日（水）

### 安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

まだ若干の空きがあります。（申込期限は、4月8日です）

4月18日（木）～19日（金）

### 職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象となりました。

定員に達しました。6月の講習までお待ちください。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

4月22日（月）～23日（火）

### 有機溶剤作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会ですが、春は申込み少なめ。

まだ若干の空きがあります。

## 4月に受付開始の講習

5月7日（火）～8日（水）

### 安全衛生推進者養成講習

新たに安全衛生推進者を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が10人以上50人未満の事業場です。

5月15日（水）～17日（金）

### 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

5月20日（月） ※ 日程を変更しています。

### 労務管理講座（労働関係法規にかかる基礎講座）

労働基準法に基づく適切な労務管理等について学んでいきます。関係法令だけでなく、雇用の現場で起こりやすい労使トラブルやハラスメントなどの具体的な対応事例等を含めてご説明します。

また、併せて、元基労働基準監督官が労働基準監督署との付き合い方についてもご説明します。

初めての方だけでなく中小企業の経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。

「やまなし労働基準」の4月1日号の折り込みのチラシをご覧ください。

5月22日（水）

### 自由研削といしの取替等特別教育

5月23日（木）～24日（金）

### 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

## 5月に受付開始の講習

6月4日（火）

### 衛生推進者養成講習

衛生推進者は、安全衛生推進者選任対象外の業種で労働者が10人から49人未満の事業場において選任しなければなりません。

安全面では危険は少なくとも、従業員の衛生管理、健康管理を進めていくためのキーパーソンの養成を行います。人事異動等により衛生推進者に異動があり、新たな方を選任する場合には、受講が必要になります。

6月5日（水）～6日（木）

### 職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となりました。

**人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！**

6月10日（月）～11日（火）

### 第一種衛生管理者受験準備講習

この講習会では、過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

受験者それぞれの進度に応じて受講できるよう、3日コース（講習2日+模擬試験、2日コース（講習2日）、1日コース（模擬試験）の3コースを設けています。

模擬試験は、7月17日を予定しています

なお、本年の衛生管理者等の国家試験の**出張試験は8月26日（月）にアイメッセ山梨にて行います。**

出張試験の申込み受付期間は、**6月13日（木）～6月26日（水）**までの間、郵送（簡易書留、レターパックプラス）または、オンライン申請で受け付けます（郵送の場合は、当日消印有効）。

なお、オンラインで申請を行う場合は、申請書類を取りに来る必要はありません。

詳しくは、安全衛生技術試験協会関東安全衛生技術センターHPでご確認ください



6月12日（水）～13日（木）

### 第二種衛生管理者受験準備講習

受験者それぞれの進度に応じて受講できるよう、3日コース（講習2日+模擬試験、2日コース（講習2日）、1日コース（模擬試験）の3コースを設けています。

模擬試験は、7月18日を予定しています

出張試験等は、第一種衛生管理者受験準備講習の記載と同じです。

6月17日（月）

### 高齢者安全対策研修

近年、高齢労働者の就労者数が増えるだけでなく、労働災害の発生比率も他の年齢層に比べて高くなっています。企業として労働災害の削減を図っていくためには高齢労働者対策が重要なものとなっています。

そこで、安全衛生担当者として高齢労働者の特性を理解し、どのようにリスク管理をしているのか、また、高齢労働者が自らの身体機能変化を認識し、どのように体力維持を図っていったらいいか等について、講義や実習を通じて学んでいきます。

6月18日（火）～19日（水）

### 有機溶剤作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

6月25日（火）

### 保護具着用管理責任者講習

人気の高い講習会で、ほぼ、即日満員になっています。受講希望の方は、機を逃さずに、申込みをお願いします。

6月26日（水）

### 化学物質管理者専門的講習（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

4月の法改正により、化学物質（指定の約900物質）を取扱う事業場では、化学物質管理者の選任が必要となりました。製造業のみならず、ほぼ全ての業種で対象物質を使用している可能性があります。対象となる化学物質を使用していないか確認の上、必要があれば、受講することをお勧めします。

なお「化学資管理者講習（製造事業者対象、2日間講習）」は7月29日-30日に実施します。

※ 化学物質管理については、こちら（ケミサポHP）を参考にしてください。



6月27日（木）

### 安全活動に活かすリスクアセスメント(RA)と危険予知活動(KYT)

リスクアセスメントの重要性はご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動（KYT）へ繋げる実践方法について、講義や討議を含めて企業における安全活動に活かしていきます。労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

令和6年5月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、

**4月11日（木）13時**を予定しています。

（年度替わりの諸事情から、掲載が遅れます。ご了承ください。）

# 労務管理講座（基礎編）のご案内

～労使の信頼を築く労務管理を！～

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会  
登録番号 T3090005000182  
甲府市北口2-15-1(電話251-6626)  
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>



日時：令和6年5月20日（月）

午前9時00分～午後4時30分  
（受付：8時45分～）

場所：山梨県立中小企業人材開発センター

甲府市大津2130-2

講義内容

- ① 中小零細企業における労務管理のポイント～基礎編～
- ② 労基署って何？対応の仕方
- ③ パワハラ防止とパワハラ発生時の対応

講師

社会保険労務士 星野 護

## 労務関係を担当する方及び経営者向けの講習会です。

「これまでなんとなく労務管理を行っていた」「労務管理を担当しているが、実は労働基準法をよくは知らない。」「パワハラ防止法が適用された。実際には何を必要とするのか？」「従業員からパワハラを受けているとの相談を受けた。どのように対応していけばいいのか分からない」「労働基準監督官がいきなり来た。色々と指導されたがどうしたらいいか分からない。」「労災保険はかけているけど、労働災害が発生した場合には、どうしたらいい？」。

そんな声を受け、問題解決の基礎知識をご説明します。

また、令和6年4月1日から労働条件の明示ルールの変更がありましたし、2024年問題と言われる特定業種の上限規制の適用等企業にとっても厳しい状況にあります。さらに、安衛法の関係では、「新たな化学物質管理」と称して各種規制が強化されています。

これらについて、元労働基準監督官として、また、社会保険労務士の立場から、雇用の現場で起こりやすい問題やその具体的な対応事例等を含めてご説明します。

今後、人材不足は更に厳しくなっていく中で、定着率の向上、新たなる人材の確保は、労働環境の改善などにより、従業員の満足度を上げていくことが必要です。

労務担当者のみでなく、経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。積極的なご参加をお待ちしています。

## 講習科目と時間割

9:00～14:00 (昼休憩等含む)	14:10～15:00	15:10～16:00	16:00～16:30	16:30～
労働基準法と 労務管理（基礎）	労基署の理解と 付き合い方	パワハラ防止と 発生時の対応	法改正等トピック クス・質疑等	修了証交付

注) (1) 原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。

(2) 講師の都合により内容、時間を変更することもあります。

(3) 定員(25名)に達した時は、申込期目前でも締め切ることがあります。

(4) 今年度は1回のみ開催です。(現時点では、秋の開催予定はありません。ご注意ください。)

- 1 日 時 令和6年5月20日(月) 午前8時45分～(受付)
- 2 場 所 山梨県立中小企業人材開発センター(甲府市大津2130-2)  
 ※ 駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。  
 地図明細:<http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。

3 受講料等 受講料 5,500円 テキスト代 2,700円  
 計 8,200円 消費税(10%) 820円 合計 9,020円

★受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから、令和5年5月10日までに下記に“振込み”をお願いします。

振込口座 山梨中央銀行武田通支店 普通 674128  
 (一社)山梨県労働基準協会連合会  
 ※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

- 4 修了証 講習科目をすべて受講した者には修了証を交付します。
- 5 申込方法 下記の申込書に所定事項記載の上、令和6年5月10日までに当連合会に申し込んでください。  
 なお、HP上の申込開始日はFaxのみの受付となります。(FAX 055-251-6615)
- 6 その他  
 (1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日5日前(令和6年5月13日まで)とします。以降の取消しは欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。なお、未納の場合にはご請求いたします。  
 (2) 受講者の変更については、講習日2日前(令和6年5月16日)までに申し出てください。

## 労務管理講座(基礎編)申込書 (令和6年5月20日実施)

フリガナ				昭和	年	月	日
氏名	男・女		生年月日	平成			
現住所	〒						
担当窓口	部 署 名	担 当 者 名	電話番号				
			Fax番号				
☆ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないように記入してください。 上記のとおり申し込みます。							
			令和	年	月	日	
郵便番号 〒							
所在地							
事業場名			電話番号	( )			
一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿							

受講料 5,500円 テキスト代 2,700円  
 計 8,200円 消費税(10%) 820円 合計 9,020円

上記金額を次の指定口座に、令和6年5月10日までにお振り込みください。

振込口座 山梨中央銀行武田通支店 普通 674128  
 (一社)山梨県労働基準協会連合会  
 ※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

請求書は本通にて、領収書は金融機関の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。  
 一般社団法人山梨県労働基準協会連合会 登録番号 T3090005000182

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任を持って管理し、申込みいただいたサービスの確な実施のためにのみ使用いたします。